

事務連絡
令和 6年 1月 29日

熊本交通圏タクシー
準特定地域協議会 構成員 様

熊本交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局

「令和 5 年度第 1 回熊本交通圏タクシー準特定地域協議会」の
書面協議結果について

寒冷の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は熊本交通圏タクシー準特定地域協議会の運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和 6 年 1 月 15 日付熊タク協発第 23 号にてご依頼しました「令和 5 年度第 1 回熊本交通圏タクシー準特定地域協議会」の書面協議につきましては、大変ご多用の中にご審議を賜りまして誠に有難うございます。

協議結果を別紙にてご報告いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

【問い合わせ先】

熊本交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局
(一般社団法人 熊本県タクシー協会 内)

担当: 吉田、齊藤

〒862-0901 熊本市東区東町 4 丁目 14 番 31 号

TEL:096-365-6633 / FAX:096-365-6647

「令和5年度第1回熊本交通圏タクシー準特定地域協議会」 書面協議の結果

■ 協議事項 1:

活性化事業に係るフォローアップ調査項目の目標値の設定及び各項目の進捗状況について

<委員数:13名>

「合意する」 13名 / 「合意しない」 0名

■ 協議事項 2:

運賃の範囲の変更に関する通知について

<委員数:13名>

「意見あり」 1名 / 「意見なし」 12名

構成員(委員)の過半数以上の同意があったことから、熊本交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第5条第9項(4)の規定により、協議事項についてはすべて原案通り可決されました。

今回の協議結果をうけ、令和6年1月29日付で、熊本運輸支局長を通じて九州運輸局に対し、「当該公定幅運賃の範囲の変更に関する意見なし」との結論に至ったことを報告いたしました。(協議資料「資料 No.2」を参照ください)

なお、協議事項について、オブザーバーである熊本労働局、熊本県警察本部、熊本中央警察署、九州運輸局熊本運輸支局におかれましては議決に加わらないとなっておりますが、協議資料等を送付し内容についてもご承諾をいただいていることを申し添えます。

■ 意見等について

- ・ 運賃改定は賛成ですが、書面に書いてあるように、乗務員の労働条件のさらなる改善と、この改定による自然増収の上にさらなる給料の引き上げを要望いたします。